

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香取市長 伊藤 友則

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 香取市 (122360) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 栗源北 (浅黄東部・浅黄西部・西崎・大畑・東野・助沢・高萩・受所・上ノ台・中峯) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月27日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域には畑作を中心に専業個人農家が多く存在している。
地域の北部は畑地帯で、かんがい施設が整備されており、基幹作物である露地野菜(甘藷、にんじん、ダイコン、ジャガイモ、落花生等)や果樹(ぶどう、なし)は、農業生産力が高い。
また、酪農では大規模法人がある。
地域の中央から西部は水田地帯であるが、小区画で谷津田が多いため生産性は高くない。
なお、兼業農家も多く存在するため、今後高齢化が進むことにより離農者が増加することが予想され、主に水田の担い手確保が課題である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:28人(うち、団体経営体:4経営体)
主な作物:水稲、露地野菜、施設野菜、飼料作物、酪農、落花生、果樹、蓮根

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、地域外から適切に農地を利用する者の確保や、水田では水稲以外の作付や省力栽培の検討を行い、耕作放棄地とならないよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 643 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 643 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 段階的に集約化を進めるため、担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構を活用する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業競争力強化農地整備事業、農地耕作条件改善事業、及び遊休農地解消緊急対策事業の活用を検討する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、多様な経営体にも配慮する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農業支援サービスを行う事業者の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|-----------|-------------|---------|------|------|
| ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④輸出 | ⑤果樹等 |
| ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等 | ⑧農業用施設 | ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】